

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 井上
日 時	令和3年9月10日(金曜日)	開 議 閉 議	午前10時00分 午後 5時30分
出席委員	◎木村 ○浅田 三上 山本 松山 小松 齊藤 石野 (福井議長)		
執行機関出席者	山内市長公室長、篠部SDGs創生課長、高木企画調整課長、 太田企画調整課企画推進係長 浦政策企画部長、山本財政課長、松野情報政策課長、小森財政課予算係長、 佐藤情報政策課デジタル推進係長 田中生涯学習部長、森岡人権啓発課長、山口市民力推進課長、樋口市民力推進課副課長 加藤人権啓発課男女共同参画推進係長 石田総務部長、牧野総務課長、藤本自治防災課長、菊井自治防災課主幹、 岩本総務課総務係長、齊藤自治防災課防災・危機管理係長、高木自治防災課消防係長 小栗会計管理室長、野々村財産管理課長、谷口財産管理課副課長、石田財産管理課主幹、 片山教育部長、久保教育部次長、亀井教育総務課長、三宅学校教育課長、 樋口社会教育課長、岩崎歴史文化財課長、谷図書館長、桂学校給食センター所長、		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長		
傍聴	可	市民 0名	報道関係者 1名 議員 5名 (小川、長澤、並河、赤坂、木曾)

## 会 議 の 概 要

10:00

### 1 開議

### 2 事務局日程説明

10:00

### 3 議案審査

(市長公室 入室)

10:00～

#### 【市長公室】

#### (1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

市長公室長                      あいさつ  
SDGs創生課長                      説明

10:07

#### 《質疑》

<松山委員>

移住者の移住理由を教えてください。

<SDGs創生課長>

移住理由はいろいろあるが、家庭農園をしたいという移住者が多いように感じる。川東方面の古民家を活用してアクセサリを作りたい、カフェをしたいという方への起業支援も4件ある。亀岡で子育てをしたいという方もおられると思う。

<松山委員>

空き家改修、家財撤去、起業支援、移住支援金があり、補正の件数は3件ということ

であるが、3世帯ということか。

<SDGs創生課長>

そうである。

<松山委員>

3世帯のうち、例えば空き家改修と家財撤去を併用して受ける方がおられるということか。

<SDGs創生課長>

空き家改修は、移住者が古民家を改修するための補助金である。家財撤去は、所有者が移住者のために家財を撤去する補助金である。

<松山委員>

移住促進特別区域内の方が補助対象になると思うが、区域外の空き家の所有者はどうなるのか。

<SDGs創生課長>

特別区域内の方だけが補助対象になる。この補助金は、令和3年度で京都府の条例が終わり、9月議会で条例改正を上提されると聞いている。中身は知らされていないが、引き続き補助が行われると聞いているので、情報が入り次第、報告させていただく。

<松山委員>

京都府が特別区域を広げるのを待っているだけでは、移住・定住促進につながらないのではないか。今後、特別区域外にも補助メニューをつくっていく考えはないのか。

<市長公室長>

京都府の条例は、これまでは農村部や周辺部の人口減少が著しいところが対象であったが、今後は子育て世帯を積極的に入れていきたいという思いがあり、今は対象にならない市街化区域でも条件を満たせば対象にするというように、対象を広げようとしている。亀岡市内には、まだ移住促進特別区域に手を上げておられない地域もあるので、積極的に働きかけを続けながら、京都府の補助金を期待して進めていきたいと思っている。

<松山委員>

コンパクトシティを考えていくのであれば、定住促進施策を進める必要がある。亀岡市は若年層の転出が多いと聞いているので、若年層が定住できるように進めてほしい。

<市長公室長>

どの地域にも空き家が生じており、困っておられるところもあると思う。市街化区域内は、民で不動産が動いているので、それ以外の行政として支援しなければならぬ課題を見つけて支援していかなければならないと思っている。亀岡の魅力を上げるためには、空き家だけではなく、いろいろな施策を充実させていく必要があるので、底上げをしながら定住者を増やしていきたい。

<齊藤委員>

移住者の年齢層は。

<市長公室長>

年齢層の詳細は把握していないが、これまで移住相談を受けて空き家を紹介したのは、30代、40代が非常に多い。子育て世代や、自然豊かなところで仕事がしたいという方が多いように感じている。

<齊藤委員>

定年退職後に移住して農業やカフェをしたいという方も多いが、生産年齢の方に移住してもらわなければ活性化しない。30代、40代が多いと聞いて安堵している。亀岡市内では、篠町柏原のように古い家が壊されて新しい家が建っているところもあり、

そのような流動性のあるところは補助金を出さなくても移住して来られている。移住促進特別区域は、そういった地域まで指定する必要はないので、しっかり検討してほしい。

<石野委員>

今後増加するという事で補正しているが、現在の移住者数は。

<SDG s 創生課長>

この補助金を活用して移住されたのは、令和元年度は10件、令和2年度は12件、令和3年度現時点で14件であり、今後、23件になると見込んでいる。

<石野委員>

補助金をもらうと何年間住まなければならないといった条件はあるのか。

<SDG s 創生課長>

10年間は亀岡市内に住んでもらうことになっている。

<小松委員>

移住の決め手となったことはあるのか。

<SDG s 創生課長>

毎日のように移住相談があるが、トカイナカということで、京都市にも大阪にも近くてのどかなところ、野菜づくりをしたいという方が多い。

<小松委員>

起業支援について、業種は限定されるのか。

<SDG s 創生課長>

業種は決めていない。喫茶店、ギャラリー、ドーナツ屋、家具屋など、古民家を改造して何かをするという方が多い。

<小松委員>

移住支援金の京都府UIJターンナビについて、もう少し詳しく説明してほしい。

<SDG s 創生課長>

京都府の移住支援金であるが、東京23区から京都府内に移住された方が対象と聞いている。6月に東京から亀岡に移住され、就職された方がおられると、京都府から通知があり、今回、補正予算を計上させていただいた。2人以上の世帯であれば、支援金は100万円以内、単身世帯は60万円以内と聞いている。

<山本委員>

この事業を使うためには、空き家バンクに登録していることが条件になるのか。

<SDG s 創生課長>

そうである。

<山本委員>

空き家バンク登録数は、それほど多くないと思うし、地域も決められている。移住したくても家がないというのが現状だと思うが、登録数を増やすための対策は。

<SDG s 創生課長>

相談数は毎年増えており、現在、空き家バンク利用希望者は362人であるが、紹介できる空き家は21件である。今年度から、各自治会が地権者と相談し、空き家や空き地を空き家バンクに登録していただければ、自治会に補助金を出すという制度を設けている。地権者が引っ越して、連絡を取るのが難しいという声もあるが、行政と自治会が連携し、空き家バンクの登録数を増やしていきたい。

<山本委員>

家財撤去は、当初予算で4件、補正予算で2件上がっている。家財撤去は、移住者のために家の所有者が家財を撤去する費用なので、契約が成立しなければ使えない。当

初予算の4件は、移住して来られるということであり、補正予算の2件は見込まれているということか。

<SDGs創生課長>

現在、2件相談を受け、調整しているところである。

<三上委員>

表の中で、補正の合計件数が3件というのはどういう意味か。

<SDGs創生課長>

補正の合計件数は、記載誤りである。後ほど、正しい数字の表に差替えさせていただく。

<松山委員>

先ほど、3件は3世帯と確認させていただいた。件数の考え方を整理してほしい。

<SDGs創生課長>

1世帯と1件をはっきりさせた表を提出する。

<松山委員>

分筆していない建物で、同じ世帯の1人がカフェをするということで起業支援金を受け、もう1人が別のことで起業支援を受けることもできるのか。

<三上委員>

松山委員は、既に移住した人と見込みの人を合わせて3世帯と確認した上で、4件ということであれば併用しているのかと聞いておられる。本当に3世帯なのか。

<SDGs創生課長>

3世帯が起業支援を受けられた。今回の補正予算で4件と記載しているが、4世帯が手を上げられて、補正予算に計上させていただいたということである。

<木村委員長>

当初予算に上げていた3件は既に補助金を受けられ、4件が申請されているということか。

<SDGs創生課長>

申請されている方、調整中の方が4世帯おられる。

<三上委員>

起業支援は4件ということであるが、農業などのほかの移住者も合わせて、合計何件になるのか。4件でよいのか。

<SDGs創生課長>

補正件数は11件である。現在、11世帯と調整しており、補正予算に計上させていただいている。

<齊藤委員>

移住された方は3件、調整中であるが話がまとまりそうなので家財道具を撤去するという方が4件、1件オーバーしている。空き家改修は5件である。どれも数が合わないの、それぞれどうなのかを説明してほしい。当初予算の件数も、全部数が違う。数が違う理由を説明してほしい。

<三上委員>

市民に補正予算の内容を説明するときは、この制度を使って亀岡市に移住される方が何世帯あるから、府の補助を得てこれだけの金額を出したと説明するのが一番分かりやすいと思う。

<市長公室長>

当初予算と補正予算とで何世帯が亀岡市に移住されるかを明確にし、再度、資料を提出させていただく。

<木村委員長>

空き家改修と家財撤去は、リンクするものでもない。空き家改修しても、家財撤去していない人もある。数が違うのが当たり前なので、分かりやすく整理してほしい。私の家の近所に空き家があるが、不動産会社の人に売れたのかと聞くと、ここは農家住宅のためサラリーマンは買えないと言われた。そうなのか。

<市長公室長>

農家住宅ということは市街化調整区域であるので、農家しか取得できないということと言われたのだと思う。サラリーマンは、すぐには買えない。

<木村委員長>

移住促進特別区域であっても買えないのか。

<市長公室長>

手間はかかるが一定の手続きを踏めば、買えないことはない。すぐには買うことはできない。

<木村委員長>

そのようなところが多いのではないか。行政的な縛りを無くしていけば、買える人が増えると思う。

<市長公室長>

市街化調整区域で農家しか住めないということは、過去からネックになっていたもので、亀岡市では既存集落まちづくり区域を指定し、市街化調整区域であっても一般の人も住めるように条件を緩めるということをやっている。

(質疑終了)

10 : 42

## (2) 第2号議案 京都・亀岡ふるさと力向上基金条例の一部を改正する条例の制定について

SDGs 創生課長

説明

10 : 45

### 《質疑》

<松山委員>

ふるさと力向上寄附金の間口を大きく広げることにより、亀岡市に有益性をもたらすものだと解釈しているが、第3条第1項第2号の地域再生法の部分で、市長が特別の理由がある事業を認めるということに関して、その部分もクリアできているのか。

<SDGs 創生課長>

企業が寄附をしやすいように間口を広げた。現状の5号「その他目的達成のために市長が必要と認める事業」は、3号に移った。

(質疑終了)

10 : 48

(市長公室 退室)

(政策企画部 入室)

10 : 50～

### 【政策企画部】

#### (1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

〈質疑〉

〈石野委員〉

財政調整基金に3億7,000万円を積み立てると、基金残高は幾らになるのか。

〈財政課長〉

今回の補正予算で積立金3億7,000万円計上させていただくが、既に当初予算で取崩額を2億円計上している。令和3年度当初の基金残高は13億1,938万6,861円、令和3年度末は14億8,938万6,861円になる。

〈山本委員〉

AIチャットボットは、毎月15万4,000円のランニングコストがかかってくる。市民の利便性向上と窓口業務の負担軽減が導入目的だと思うが、負担軽減の効果を具体的に考えているのか。

〈情報政策課長〉

本サービスは24時間使えるので、利用者は時間を選ばず問い合わせることができる。導入後、回答の精度が向上していくと、求める答えにたどりつく可能性が高まる。その結果、市役所への問合せが減るので、長い目でサービスを提供していく必要があると考えている。短期間に職員の問合せ対応の縮減や負担軽減につながるものではないと考えている。第一の目的は、24時間365日問合せ窓口を開設することで、市民サービスの向上を図ることである。

〈山本委員〉

導入初期は、問合せに対してきっちりした答えが返ってこない。蓄積していくと思うが、どれくらいで何%くらい充足すると考えているのか。

〈情報政策課長〉

当初の正答率は低いと思う。AIは発展途上であるので、この期間で何%達成できるということは申し上げられない状況である。

〈山本委員〉

多言語は導入するのか。

〈情報政策課長〉

多言語対応したものを導入していきたいと考えている。

〈山本委員〉

何か国語か。

〈情報政策課長〉

多いもので108言語対応するものもある。7言語、8言語が一般的である。

〈山本委員〉

分野としては、市全体に関する質問に答えていくのか。

〈情報政策課長〉

市ホームページアクセス状況や電話対応件数等を基に、ワーキンググループを組織している。スタート時の項目の分類として、住民票、戸籍、税、国民健康保険、高齢者医療制度、ごみ、リサイクル、生活環境、移住・定住、バス交通、子育て、保育、生活支援、商工観光、観光情報などを検討している。後から容易に項目を増やせるようなシステムの導入を目指したいと考えている。

〈齊藤委員〉

クラウドを使うことは時代の流れでありよいことであるが、なぜ回答の正答率が低い

のか。入力できていないのか。

<情報政策課長>

クラウドサービスの中にあるデータベースとして、従前は、情報が少なかったので、問合せに対して回答できるデータベースが多くなかったが、最近は充実して、回答率も上がっている。

<齊藤委員>

機械は導入しているが、中身はないということである。これからよくなっていくと思う。エストニアでは、3人くらいで行政事務の全てをAIを使って行っている。毎月の15万円は、将来的なランニングコストを考えると低い。低いと思われるように、職員の削減もしていかなければならない。どれだけ削減できるかということが数字ではっきり表れるとよいと思う。

<情報政策課長>

効果の測定も含め、削減についても報告できるように考えていきたい。

<松山委員>

事務委託先はどこか。

<情報政策課長>

委託先は決まっていない。仕様を作って、選定の作業に入る。

<松山委員>

土・日曜日に市民がAIチャットボットに問い合わせ、求める回答が返ってこなかった場合はどうなるのか。

<情報政策課長>

答えにたどりつけない場合は、問合せ先の案内を出す予定である。

<松山委員>

市役所の代表番号ではなく、問合せ先の課の電話番号が出るのか。

<情報政策課長>

担当課の電話番号が出るようにしたいが、技術的なことを含めて、現時点では明確に答えられない。

<松山委員>

財政調整基金は、有事のときにどのように使っていくのか。シミュレーションしているのか。

<財政課長>

財政調整基金は、災害に対して使えると条例で規定されている。災害復旧は、国庫負担、起債事業となり、一般財源の持ち出しはあまりない。復旧事業までの突発的な事業に対して財政調整基金を使うことになるが、予算化が大前提であるので、緊急の補正予算をお願いすることになる。金額の規模の想定まではしていないが、約15億円ということで、当面はしのげると認識している。

<松山委員>

15億円で当面しのげるという想定があると思うが、どのような使い方をシミュレーションしているのか説明がないので分からない。今の金額でのシミュレーションはできると思う。どのレベルまでであればしのげるのか。今後、コロナのような災害が起これば、国からの補助金がなかったときに、同じことが言えるのか。正解はないかもしれないが、シミュレーションしておくべきではないか。

<財政課長>

コロナ禍であり、風水害もあるので、想定していくことが肝要だと思う。一般財源として必要なことの想定を考えていかなければならないと思う。

<松山委員>

財政調整基金があるから、何かあれば使えると言われても、想定がなければ、すぐにお金を出すのも難しいのではないかと思う。今一度立ち止まって、今できること、これから考えられることを教訓として見直してほしい。

<財政課長>

想定を考えながら、財政調整基金の在り方を考えていきたい。

<三上委員>

11ページ、電算管理経費増について、AIチャットボットは話しかけると答えが自動音声で返ってくるのか。それとも打ち込んだらメールで返ってくるのか。

<情報政策課長>

スマートフォンなどから市ホームページにアクセスをしていただくと、ボットというプログラムがある。そこに質問を入力すると、クラウドサービスに問合せにいき、その答えがボットというプログラムに返ってくる。返ってきた答えがスマートフォンに表示される。そのような仕組みである。

<三上委員>

音声ではなく文字のやり取りで、スマートフォン、パソコンでやる。それを使いこなせる人は、24時間対応してもらえる。どの程度、市民に役立つかということは考えているのか。

<情報政策課長>

現在、市ホームページへのアクセス数は、月約60万件である。その中でチャットボットへ問合せしていただく方は数パーセントと想定している。

<三上委員>

スマートフォンやパソコンを持っていない人、ホームページを見られない人は、電話で問合せをされている。使いこなせている人の中でのパーセントということか。

<情報政策課長>

そうである。

(質疑終了)

11 : 21

○ スマートフォン体験教室の実施について

情報政策課長 説明

11 : 24

## 《質疑》

<山本委員>

協力事業者は無償協力、場所は公共施設ということで、予算的には発生しないということでしょうか。

<情報政策課長>

そうである。来年度は、NTTドコモは講師派遣料が必要とされている。

<齊藤委員>

講師派遣料が必要ということであれば、来年度は無償のところだけにすればよいのではないか。

<情報政策課長>

来年度、NTTドコモは講師派遣料だけもらえないと言われており、ソフトバンクは無償とされている。携帯電話のシェア率はNTTドコモが高く、講師派遣料

もそれほど高くないので、NTTドコモも検討させていただきたい。

<齊藤委員>

スマートフォンの使い方の講習なので、事業者はどちらでもよいのではないかと。そういう声があるとNTTドコモに言ってほしい。

<三上委員>

情報化推進計画策定にあたり、市民にとってやさしい計画になるように、このような支援をお願いしていたので、やっていただくことは有り難いと思っている。マイナンバー取得促進を意識してということではあると思うが、亀岡市のホームページにアクセスする方法や、簡単なインターネットでの手続き方法を教えてあげたりすればよいと思う。NTTドコモやソフトバンクがされるので、あれもこれもできないとは思いますが、横断的にできればよいと思う。検討をお願いしたい。

(質疑終了)

11:28

(政策企画部 退室)

(生涯学習部 入室)

11:30～

**【生涯学習部】**

**(1) 報告第1号 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)**

生涯学習部長      あいさつ  
各課長              説明

11:40

**《質疑》**

<松山委員>

11ページ、交流会館運営経費、工事請負費について、建物がいろいろな目的で使われており、市民福祉の増進にどのように寄与しているのか分からない。建物の考え方を改めるべき時期にきていると思っている。平成3年の建設から約30年が経過し、公共施設管理マネジメント計画の中の優先順位として、どういう位置づけで改修するのか。

<市民力推進課長>

交流会館は、当初の目的から変わり、地域間交流や外からのにぎわい創出など、いろいろな目的で施設が使われている。国際的な交流会館から、市内の交流会館、にぎわい創出の施設と変遷してきている。今後、国際球技場や野鳥の森も合わせた一体的な利用についての方向性を、近いうちに決めていくべきであると考えている。建物については、個別計画を定め、長寿命化ということで、できるだけ安全に、長く使っていただくために必要な修繕を実施していきたいと考えている。

<松山委員>

施設が壊れたら直すということは当たり前のことである。交流会館の在り方や実施されている事業も含めて見直してほしい。今回、市債を発行しているのに、市債を発行するに値する事業になっているのか、問題視して見ていく必要があると思っている。チョロギ村もよいが、人が来ていないので市民福祉の増進になっていないのではないかと。市民もある。地域の人や市民が行きたいと思う施設になるべきだと思っているので、施設の使い方も含めて早い段階で計画を練っていただくよう要望する。

<生涯学習部長>

ここ4～5年の間に、国の動きも踏まえて地方創生交付金を活用し、これまでの交流会館の機能に加え、にぎわい交流という視点で施設を拡張してきた。図書館スペースであったところを、チョロギ村レストランや匠ビレッジに用途を変更してきた。いろいろな用途が出てきたので、施設一体を森のステーションということでPRしているが、大きな視点で、どのように位置づけるかを検討していきたいと考えている。

<松山委員>

森のステーションは、駅であるので人が集まる場所にしていきたい。野鳥の森は、神前財産区が所有する土地が含まれているので、整理が必要だと思う。総務文教常任委員会で議論していきたいと思う。

<山本委員>

11ページ、男女共同参画推進経費、生理の貧困対策について、他の自治体では防災備蓄品を使っているところが多いので、品物がなくなれば終わりということが多いが、本市の考え方はどうか。

<人権啓発課長>

生理の貧困問題は、女性の健康、尊厳というところで非常に重要な課題と受け止めている。他市では備蓄品がなくなった時点で終わりというような自治体もあるが、本市ではワーキンググループで、始まってからの検証の必要性が議論されている。どれだけの数が出たか、場所の設置がふさわしかったかといったことを検証し、状況に応じて対応していきたいと考えている。

<山本委員>

ネグレクトや家庭で準備できない方に対しても今後考えていくと言われていたが、配布の仕方はどのように考えているのか。

<人権啓発課長>

学校現場では、従前から保健室で生理用品を渡していたと聞いている。保健室でつながった児童生徒の家庭状況が把握できる場合は、トイレで自由に取れる状況とは別に、その児童生徒に目立たないように渡せるような工夫をすべきだという議論で進んでいる。

<三上委員>

この事業は、当面続けていくのか。

<人権啓発課長>

ワーキンググループの検討結果を踏まえて、当初予算に計上させていただくという流れになると思っている。子どもの貧困にもつながってくると思うが、実態を把握することも必要だと思う。まずは、そういう人たちに届けることが大事だという姿勢で取り組んでいるが、根本的には実態を把握し、どうするかということになる。子どもの貧困対策会議でプロジェクトチームが立ち上がっているので、連携して進めていきたいと考えている。

(質疑終了)

11:54

(生涯学習部 退室)

(昼休憩)

11:55～13:00

(総務部 入室)

13:00～

(総務部 入室)

**【総務部】**

**(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)**

総務部長 あいさつ  
各課長 説明

13:22

**〈質疑〉**

〈松山委員〉

トイレトレーラーはけん引しなければならないが、けん引についてはどのように考えているのか。

〈自治防災課長〉

今回の補正予算の中で、業者への移動委託料を計上している。ヘッドカーや免許取得については、来年度以降に考えていく。

〈松山委員〉

トイレは非常に大切である。今後、公用車を使ってけん引するというのも踏まえてもう一度教えてほしい。

〈自治防災課長〉

現在、トイレトレーラーをけん引できる市の公用車について、検討を進めている。消防団のトラックであればけん引できるかもしれないので、調査を実施している。今後、公用車配備計画の中で、更新車両があればその車を当てていきたい。トイレトレーラーけん引専用の車両を配備することは考えていないので、一時的にけん引できる車両を確保していきたいと考えている。職員の免許取得費用については、15万円から20万円かかると考えており、公費で負担できるように考えていきたい。

〈松山委員〉

箕面市ではコロナ患者用にトイレトレーラーを使われているということであるが、設置当初からそのような使い方をされていたのか。

〈自治防災課長〉

箕面市は、防災のイベントで活用しようと考えておられたが、コロナ対策として個別のトイレが必要になり、そのような活用されている。いろいろな活用方法が考えられると思うので、臨機応変に考えていきたいと思っている。

〈松山委員〉

他市では、若手職員が免許を取得されたと聞いた。その職員が退職した場合はどうするのか。

〈自治防災課長〉

基本的には、これから活躍する若手職員に免許を取得してほしいと思っている。退職した場合は、補充を考えなければならないと思う。

〈松山委員〉

若手職員には荷が重すぎると思う。けん引には高度な技術が必要であり、普段から運転に慣れていなければ、災害が起きたからすぐに出動するようと言われても難しいと思う。通常はイベントで使うということであるが、イベントはほとんど土曜日、日曜日に行われる。若手職員が、イベントにけん引していくことになると思うが、どのように想定しているのか。

〈自治防災課長〉

自治防災課の職員が免許を取得し、けん引することを想定している。今後は他課にも

広げていきたいとは思っている。イベントは週休日に開催されることが多いが、トイレトレーラーの移動は勤務時間内に対応したいと考えている。1人で移動させるのではなく、2人以上で対応したいと思っている。

<松山委員>

亀岡市の全体的なトイレ計画があり、足りないところにトイレトレーラーで補足していくという考えであると思うが、亀岡市全体でトイレは何個あるのか。計画があつて手段があるのが本来であると思うが、トイレの配置の考え方を教えてほしい。

<自治防災課長>

トイレ配置計画は、下水道課の下水の計画に関わってくると思うが、避難所で考えると、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインが内閣府から示されている。マンホールトイレが設置できる場所は設置し、それ以外は簡易トイレで対応し、流通が動き始めると仮設トイレが設置できるというような流れで考えている。亀岡市では、マンホールトイレは亀岡川東学園に6基設置可能である。簡易トイレは、府市共同備蓄の中で95基の配備を計画していたが、コロナ対策で295基に増やしている。簡易トイレは、避難所へすぐに持って行けることから導入した。トイレトレーラーも、必要などころに持って行ける。最近では、グラウンドなどに車で避難し、車中泊される方もいる。その場合、簡易トイレやトイレトレーラーが必要になると考えている。

<松山委員>

山間部などで道路が封鎖されれば、トイレトレーラーは持って行けない。箕面市に応援要請しても、道路が封鎖されれば来てもらうことはできない。実用性が本当にあるのかどうかをジャッジしなければいけないと思う。運用の部分で、どのように考えているのか。

<自治防災課長>

大規模災害が起きた場合は、近隣市も被害を受けると想定される。状況にもよるが、トイレトレーラーを持って行けない場合もある。山間部を含めて簡易トイレを分散配備しているので、それをまず活用いただく。通行が可能になった段階で、必要などころにトイレトレーラーを持って行くというのが、現在の計画の一つである。

<齊藤委員>

トイレトレーラーは、障がい者が車椅子のままに入れるのか。

<自治防災課長>

後部の2つを1つにして広く活用し、左右に扉がついているが、その片方に昇降機をつけて電動で上がるようにする。階段も車の中に格納されて扉が閉まる。

<三上委員>

それが、300数万円の車両オプションになるのか。

<自治防災課長>

他にもコロナ対策の部分が入っているが、今後、仕様を考える中でつけるかつかないかを判断していきたいと思っている。

<山本委員>

助けあいジャパンということで、有事にはお互い助け合うことが前提になっていると思うが、協定を結んでやる事業なのか。

<自治防災課長>

助けあいジャパンと協定を結ぶ。ただ、絶対に応援に行かなければならないという強制力はない。支援する側、される側、それぞれの応援の意思の中で実施していくことになる。

<山本委員>

職員がけん引免許を取得するということであるが、松山委員が言われたように、職員にとっては気が重いのではないかと思う。運用方法を考えてほしいと思う。トイレトレーラーよりも小型で、普通免許で運転でき、同じような機能があるトイレカーというものがある。トイレカーも緊急防災減災事業債が使えるが、比較したのか。

<自治防災課長>

トイレトレーラーを検討する際、トイレカーのことも認識していた。ただ、助けあいジャパンの制度的な部分を含めて、導入に値すると考えている。市独自でトイレカーを購入するのではなく、全国のネットワークの中で、同じものを整備することによって、利用方法も同じであるので、持って行けば活用してもらえると考えている。

<山本委員>

トイレカーも、同じような考えで、同じものを導入しているところと協定を結んで、お互いに助け合おうという思いでされている。維持費のことも含めて、どちらがよいのか。トイレトレーラーは、男女と多機能型のトイレがあり、清潔である。トイレカーは、小さいので使い勝手がよい。亀岡市にとってどれがよいか検討したのか確認したかった。財源的にも安価で、災害以外のときにも使い勝手がよいものを導入してほしい。

<浅田副委員長>

消防団積載車がけん引に使えるという話があった。常備消防の職員の中で大型免許、けん引免許を持っている職員はいるのか。

<自治防災課主幹>

大型免許は、普通免許を取得後3年以上の職員はほとんど持っている。けん引免許は、数名である。

<松山委員>

マンホールトイレの実績も記載いただいているが、なぜマンホールトイレではなくてトイレトレーラーなのか。

<自治防災課長>

マンホールトイレは、その場所に設置するということになるのでそこでしか使えない。近隣では長岡京市が先進的に取り組まれているが、人口が密集しており、下水道も100%普及している。亀岡市は、東・西別院町、畑野町、篠町西山区などは下水道がないので、マンホールトイレは設置できない。マンホールトイレを設置するには、2,000万円近い費用がかかってくる。費用を抑えるために、施設の改修に合わせて一緒にやるのがよいと考えている。マンホールの中に水を通すが、よくあるのはプールの水を使って流している。それ以外に、防火水槽を設けてポンプ式で流す方法、自分で水を汲んで流すことも考えられる。そのような付随設備、上屋のテントも含めて整備するとなると、ある程度費用が必要になる。今は亀岡川東学園1か所しかないが、小学校単位であったほうが、防災面でよいと考えている。費用面で今はそこまで手がつけられていないのが現状である。

<松山委員>

亀岡川東学園のマンホールトイレは、6基で600万円ほどかかっている。マンホールトイレは、京都府内で1,100基設置されており、近隣市町との連携にもなるのではないかと思う。マンホールトイレは、国から50%補助がある。トイレは非常に大切である。今、マンホールトイレを作っておけば、災害が起きたときに市民が使いやすくなるのではないかと思う。トイレトレーラーは、3人しか使えない。それはマンホールトイレでも同じだと言われるかもしれないが、そのために、この地域にはトイレが何個あるか、実態に即したトイレ計画を作らない限り、移動式トイレが必要だ

と言われても腑に落ちない。部長の考えを聞きたい。

<総務部長>

課長の説明のとおり、亀岡川東学園のマンホールトイレは、新設ということで初めから設計に組み込んでこの額でできているが、既に各小学校が建っている中で、マンホールトイレを新たにつけるには、1基あたり100万円から200万円かかる。各学校についてとしても、他の避難所にはトイレがないというときに、機動力のあるトイレトレーラーが有効に活用できるのではないかと考えている。

<石野委員>

平常は野水池駐車場に置いておくということだが、管理はどうするのか。

<自治防災課長>

将来的には野水池駐車場を考えているが、普段は目の届くところに置いておきたい。トイレトレーラーを置いておくための倉庫の設置も考えていきたい。

<木村委員長>

維持費の財源は。

<自治防災課長>

一般財源になる。

<木村委員長>

新たにマンホールを整備して、亀岡川東学園のトイレを持って行くことはできるのか。

<自治防災課長>

テントとトイレは持って行ける。簡易トイレのテントを使うこともできる。亀岡川東学園のマンホールトイレ用の便座は、マンホールにつなげられるように布が設置されている。これは自治防災課が配備したものであるが、6基38万円かかっている。

<木村委員長>

助けあいジャパンは、13市町が加入しているが遠方が多い。災害のときに本当に来てもらえるのか。どれくらいの距離であれば来てもらえるのか。

<自治防災課長>

距離の規定はない。最初に導入された富士市は、いろいろなところに行かれており、倉敷市にも行かれている。それぞれの市の考え方の中で行くことになるが、運用の中では近隣に行くことになると考えている。支援することによって、この取組が他市にも進んでいくと考えている。

<木村委員長>

富士市から倉敷市までトイレトレーラーを持って行くには幾らかかるのか。

<自治防災課長>

富士市にそこまでの確認はしていないが、基本的には高速代、ガソリン代、人件費が必要である。倉敷市の災害では、災害救助法が適用され、求償されているということは、富士市に確認している。

(質疑終了)

14:03

**(2) 第6号議案 亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

総務課長 説明

14:05

## 《質疑》

＜三上委員＞

法律が変わることによって市の条例が変わることがあるが、2通りあると思う。市の業務が変わってしまうような改正と、単に法律の条が増えたために、市のやることは同じだが改正する場合とがある。今回は、いわゆる番号法第19条に公務員が他のところへ行ったときのというような付け加えがあったことによって項番号がずれたという解釈でよいか。

＜総務課長＞

そのとおりである。基になる法律に1項が加わったことで、ただ単にずれたため、引用している市の条例を改正するものである。

(質疑終了)

14:06

### (3) 第7号議案 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

総務課長 説明

14:13

## 《質疑》

＜松山委員＞

地方自治法の参酌基準を基にしたということであるが、公平委員などは委員報酬が低い、今後、4を2にするといった考え方はできるのか。

＜総務課長＞

できないことはない。ただ、理由が必要になる。亀岡市は特別な事情もないので、地方自治法施行令の基準に則って定めている。

＜三上委員＞

国会でもかなり議論になったと聞いている。軽過失の場合も多額の損害賠償責任を追及されることが心理的負担となって、職務の遂行に萎縮が生じる可能性があるというのは、一定あるのかもしれないが、逆にこの程度で済むということも含めて、そういう職にある人がより慎重に公務に当たるという部分が出てくる。市長の基準給与年額に乗数6をかけると約1億円ということであるが、2億円の損害賠償があるとしたとき、後の1億円はどうなるのか。

＜総務課長＞

後の1億円は、全て免責になる。

＜三上委員＞

住民監査請求制度や住民訴訟の制度と深く関わってくる。亀岡市民がこれだけ損害を受けたからと監査請求し、訴訟をする。そして、2億円の判決が出た。ところが市長が払うのは1億円だけである。後は、どこかから補填するということはないのか。

＜総務課長＞

ない。それも含めて免責になるという条例である。

＜三上委員＞

数億円の損害が生じるようなことをした場合、市長は1億円しか払わなくてもよい。7億円、8億円のお金はどうなるのかという話になる。住民の住民監査請求に対する意欲や権利といったところが、本当にこれでよいのかと思う。市民としては損害を被ったと思っているのに、1億円しか返ってこないことになる。軽過失、善意でかつ重大な過失がないとき、これを判断するのはどこか。

<総務課長>

住民訴訟になれば判決が出る。条例が作られると、判決の中身で過失の程度に踏み込んだ判決が出ると思う。善意でかつ重大な過失がないというのは、違法な支出等を行った職員が、その職務行為により市に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識していなかったことについて著しい不注意がない場合という定義になっている。軽過失の場合のみ適用される条例であり、重過失、過失の程度が重大な過失については、今までどおり損害賠償責任を負うことになる。この条例が作られても、公務員として緊張感を持って、法令順守で仕事をするのは当然のことであるので、さらに法令遵守に努めて職務を遂行していく。

<三上委員>

裁判所が決めるということであるが、記憶にございません、秘書がやりましたと言って、証拠がないということになっているケースが多くある。全て軽過失になってしまふ。そういうことが問題だと思うがどうか。

<総務課長>

裁判官の判決がどのように出されるかは分からないが、判決に準じて判断させていただきたい。

<松山委員>

国の参酌基準で、市長の上限は1億5,000万円と決まっていると認識しているが、国の参酌基準で決めているということの間違いないか。今回、損害賠償責任に関して、議会から監査委員の意見を求めることになった。市長と議会が結託して悪いことをすることがないように、第三者である監査委員に意見を求めるよう国から命令があったので、今回、亀岡市議会も監査委員に意見を聞いた。それらも踏まえて、国の改正を参酌した上で、各自治体が条例案として出しているという認識でよいか。

<総務課長>

そのとおりである。

<木村委員長>

市長に5億円の判決が出た場合、市長は1億円だけ払えばよいということか。

<総務課長>

そうである。これまで、条例がなかったときは、議会で権利放棄されるケースもあった。

<木村委員長>

市長個人の責任ではなく、全体の責任として払わなくてもよいということか。被害者は貰えないということか。

<総務課長>

被害者というよりも、住民訴訟であるので市になる。市が負担した分の損害賠償である。

(質疑終了)

14 : 23

#### (4) 第52号議案 財産の無償譲渡

自治防災課主幹 説明

《質疑》

なし

(総務部 退室)

(休憩)

14:25～14:35

14:35～

(会計管理室 入室)

**【会計管理室】**

**(1) 第4号議案 令和3年度亀岡市蔦田野財産区特別会計補正予算(第1号)**

会計管理室長 あいさつ  
財産管理課長 説明

14:37

**《質疑》**

なし

(会計管理室 退室)

(教育部 入室)

14:40～

**【教育部】**

**(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)**

教育部長 あいさつ  
各課長 説明

14:55

**《質疑》**

<小松委員>

25ページ、事務局事務経費、どのような不適應の症状が出てスクールカウンセラーに相談されたのか。

<学校教育課長>

学校が変わったことで、学校に馴染めない、友だち関係が上手くいかないといった相談が出ている。

<小松委員>

学校には行っているが馴染めないといった相談か。

<学校教育課長>

そのとおりである。

<松山委員>

27ページ、成人式経費であるが、昨年初めて京都スタジアムで実施して寒かったという声が出ていたが、それも踏まえて今年も京都スタジアムで実施することになった。特設スタンドを立てるということであるが、実行委員から距離感が気になるという話が出たのか。

<社会教育課長>

昨年の成人式終了後、実行委員と総括会議を開いた。その中でまず上がってきたのが、一体感が乏しい、ざわつくので実行委員が指示を出しても聞いてくれない、指示が行き渡らなかったという声があった。新年度に入って開催した新しい実行委員

会との引継会の中でも、その話があった。

<松山委員>

25 ページ、情報教育推進経費、タブレットは、指導者用と子ども用は違うのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

基本的には同じであるが、教職員が使う場合と子どもが使う場合と、使い勝手がよいように設定を変えているものがある。少し仕様は変わっている。

<石野委員>

25 ページ、事務局事務経費、会計年度任用職員のスクールカウンセラーの出勤状況は。

<学校教育課長>

1 回 6 時間、半年間で 10 回来ていただくことになっている。

(質疑終了)

15 : 02

## (2) 第 8 号議案 亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

教育総務課長 説明

15 : 10

### 《質疑》

<三上委員>

8 月 10 日の臨時教育委員会は、なぜこの日に行われたのか。新聞報道があったのが 12 日であったが、別院中学校は閉校の期間であった。学校では新聞報道が出て衝撃が走り、教職員は、子どもたちや保護者がどのような反応をされるかということで、かなり苦労をされた。なぜこのタイミングになったのか。

<教育総務課長>

別院中学校ブロック協議会を 7 月 15 日に開催した。そこで、保護者に対して最終案の説明会を開催してほしいという意見が出た。また、教育委員会からは、1 年半の準備期間を経て令和 5 年 4 月から実施するというので、事務手続きを並行して進めさせていただくという説明をさせていただいた。地域別推進協議会、教育委員会の日程調整をする中で、それぞれの委員の都合もあり、地域別推進協議会は 8 月 2 日、教育委員会は 8 月 10 日という日程になった。

<三上委員>

事務手続きや委員の都合で日を設定し、現場のことはあまり考えていなかったということか。

<教育総務課長>

ブロック協議会には、別院中学校から学校長に出席いただいている。これまでから、学校とは密に連絡を取って協議してきた。

<三上委員>

教職員からは、なぜこの時期なのかという声が出ている。配慮していなかったのではないか。

<教育総務課長>

8 月 10 日から 16 日は、学校閉校日になっている。臨時教育委員会開催後に、学校長とは密に連携を取り、報告等を行ってきた。

<三上委員>

学校閉校日に開催しても大丈夫かと確認を取ったということか。

<教育総務課長>

教育委員会開催日について、学校との調整はしていない。ただ、開催日は事前に伝えている。

<三上委員>

今の答弁を聞いても、現場の不安、混乱は考慮されていないと思う。2点目であるが、臨時教育委員会で規則の変更を決められた。中学校設置条例の一部改正は、別院中学校を南桑中学校に編入することが大きな理由である。臨時教育委員会で決められた校区変更の規則改正も、別院中学校を南桑中学校に編入することが理由である。中学校設置条例と教育委員会規則が同じ体系のものでないということは理解する。条例を決めて、その上で規則、要綱を決めるということではないのかもしれない。しかし、同じ理由で改正したものであり、一般質問の答弁にあったように、条例が通らないと通らない話である。つまり、条例のほうが上位にある。今の説明では、規則の権限は教育委員会にあるので、外からとやかく言われる筋合いはないというように聞こえたが、その関係はどうか。

<教育総務課長>

校区変更に関わっては、教育委員会規則、学校教育法施行令の中で、市町村の教育委員会が定めるべきものとされている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律でも、教育委員会の所管に属する学校の設置、管理及び廃止に関することは教育委員会の職務権限に当たっていると解釈している。

<三上委員>

別院中学校を南桑中学校に編入するというところで、中学校設置条例を改正するのがよいかどうかを審査していくということではどうか。権限は教育委員会にあるので、教育委員会で決めて別院中学校の名前がないということなのか。

<教育総務課長>

教育委員会としては、原案を決定したということになる。条例については議会で審議いただくことになると考えている。

<三上委員>

ある市民が教育委員会に電話で問い合わせをされたところ、教育委員会の規則で決めたので、別院中学校という名前が条例にあってもそこへ行く生徒はいないという回答であったと聞いた。その市民に、議会もなめられたものだと言われた。議会がどう言おうと、別院中学校に行く生徒はいないという説明であったようだ。そんなことはないだろうと思って8月26日の総務文教常任委員会の会議録を読むと、「学校区変更の規則改正に伴い別院中学校に通学する区域がなくなるため、条例を変更し削除する」と説明されている。規則ありきと取られても仕方がないがどうか。

<教育部長>

先日の一般質問でも同様の質問をいただき、教育長から、議会での審議を軽視したものではないとはっきり申し上げた。教育委員会の中でもしっかり議論し、結果を出していただいた。市議会に今回提案させていただき、しっかり議論いただいた上で、可決いただけるよう努力するものである。

<三上委員>

体系的に違うものであり、権限は教育委員会にあることをとやかくは言えない。しかし、規則も条例も同じ改正理由なので、規則を変えるにしても、条例もあることなので条例が改正された時点で規則改正が生きるというように、確認くらいはすべきではないか。既に教育委員会のホームページに、「令和5年4月から別院中学校を南桑中学校に編入することが決定しました」と掲載されている。これでよいのか。

<木村委員長>

教育委員会で決定したという意味ではないか。

<三上委員>

気分的、感情的にどうなのかと思う。

<教育部長>

指摘は真摯に受け止めたい。教育委員会で校区変更を決定いただいた。そのことは速やかに公表し、市民や保護者に理解いただけるよう努めるのが責務と考えている。指摘のとおり、表記について配慮があってもよかったと反省し、次に生かしていきたいと思う。

<三上委員>

今日の審査や本会議での議決を注目されている方もたくさんおられる。せめて教育委員会ではこのように決まったが、議会の条例議決で正式に決まるというようにしないと、教育委員会の日程のこともそうであるが、本当に当事者の方々に配慮しているのか、非常に疑わしく思った。部長の言葉を信じて、今後の運営にしっかり当たっていただきたいと思う。その上で、令和5年でなくてはならない理由はないと思っている。もう少し時間をかけてもよいと思っているが、なぜリミットを決めたのか。

<教育総務課長>

別院中学校については、平成28年度から取組を始め、5年が経過している。この間、在籍生徒、保護者、地域の方にどうなるのかという不安を与えているということも重く受け止めている。教育委員会としては、早く決定し、環境整備についても早く整備したほうがよいということで、令和5年4月からと決定した。

<三上委員>

短期的な見通しが、5年たっても動いていない。なぜ5年もかかったのか。

<教育総務課長>

平成28年度からこれまでのブロックのあゆみを提出させていただいているが、途中、2年間ほど協議が進まない時期があった。そういったこともあり5年間かかったと認識している。

<三上委員>

2年間進まなかったのは、計画を打ち出した当時の教育総務課長の強引な進め方、暴言などがあったことで、別院中学校ブロックだけではなく、いろいろなところで出入り禁止、教育委員会とは会わないという話があり、協議が止まっていたのではないか。現教育長が東輝中学校長のときに、「学校は何も聞いていない、できません」と果敢に発言されたが、「やってもらうんです」と言われた。これは駄目だと思った。それがこの計画の出発点であり、それで計画が止まった。住民や学校には責任はないのではないか。

<教育部長>

教育委員会は、平成26年度と平成27年度に渡り、学校規模適正化基本方針を定めた。その基本方針をもとに、平成28年度からそれぞれの中学校区ブロックにおいて規模適正化の取組を始めた。その中では、短期、中期、長期の取組を示していた。特に、今回議案として提案している別院中学校については、当時から生徒数減少が著しく、できるだけ早く取組を進めなければならないブロックであるということで手続きを進めさせていただいた。当時、教育委員会側の説明、発言に不適切な部分や誤解を招くようなことがあったと承知している。住民に理解いただくことができず、議論が進まなかった。2年間ほど協議が進まなかったが、誤解を解き、し

っかり協議ができるように整えて今日に至ってきたと考えている。そういった点も反省し、今後の取組に生かすよう進めていく。

<齊藤委員>

手続き上の問題、法的な問題もあるが、内部争いのような話であり、肝心の子どもが置き去りにされているように感じる。そのような内部の話は別のところでしてほしい。総務文教常任委員会では、子どもの成長のために、別院中学校から南桑中学校へ行けばよいかどうかということ議論すべきだ。

<三上委員>

思い余って個別の役職名を言ってしまったことは撤回する。簡単に言うと、長引いた要因はいろいろある。教育総務課長が替わられて、現教育部長が地域の意向を大切にすると言われたことは、非常に見識のある言葉であると思う。じっくりと地域にボールを投げて待っていただいていたということもよく分かっている。だからこそ、生徒も含めて1,078人の地元の方が半数以上という署名があり、きちっとした合意が取れていない中で、見切り発車ではないか。

<教育部長>

反対の声は承知している。一方、もう少し早くすべきだったのではないかと、教育委員会の取組が遅過ぎたという声もある。教育委員会としては、現に学んでいる児童生徒、今後学ぶことになる児童生徒のことも含めて、しっかり考えていることが責務であると考えている。指摘はしっかり受け止め、反省すべき点は改めて、今後、移ってよかったと思っただけ、安心して通える環境を築いていくことが責務であり、しっかり取り組んでいく。

<松山委員>

コロナ禍で教育委員会が方向性を出したことは、英断であると思う。別院中学校から南桑中学校へ編入するにあたり、どのような要望が出ているのか。令和5年に向けて、計画的に進めていく考えはあるか。

<教育部長>

令和5年4月に向けて、別院中学校と南桑中学校の生徒同士の学校間交流を進める。南桑中学校に通学することになるための条件整備について、保護者の要望を聞くところまでは至っていない。今後、丁寧に聞いて解決を図っていく必要があると考えているが、学校間交流、通学方法、学用品等については、教育委員会が対応しなければならないと考えている。今後、校区が同じになる南桑中学校区の自治会との兼ね合いやPTAとのつながりも整えていく必要があると考えている。自治会やPTAに情報提供し、条件整備など体制整備に努めていきたい。

<松山委員>

今後、開始までにどれだけ要望を聞き、実現できるかが胆になってくる。子どもたちや保護者の声をしっかりと聞き、議会にも報告してほしい。

<山本委員>

反対されている方は、今後の話をすると認めたことになるので、言いたいけれど言えないという状況がある。保護者や生徒から、不安な思いや条件に関する希望を多く聞いているので、今後、進んでいって方向性が見えたときには、思いを聞く環境をしっかりと作ってほしい。小規模がよいという思いや、別院中学校に愛着を持っておられる気持ち、残したいという気持ちは本当によく分かり、私も同じ思いである。それぞれの思いを聞き、不安のない環境を作るようお願いする。

<教育部長>

8月の総務文教常任委員会でも、学校規模適正化推進にあたっては、定期的に報告

するようにと指摘いただいた。教育委員会としても、生徒や保護者の声をしっかり聞き、解決していくべく進めていく。時々、議会にも報告させていただく。

<山本委員>

発言には責任を持たなければならないので、言いたくても言えないこともあるが、生徒が第一という思いで行動していただくようお願いする。

<三上委員>

正しい住民への情報提供や正しい方向性を出すために、現場の声をどの程度聞いたのかということは、確かめておきたい。別院中学校に問題があるということではなく、全ての学校の学校規模適正化という計画の中で方針を出して進んでいる。小規模校、大規模校のメリット、デメリットは、文部科学省が出したものが計画の中にも入っている。歴代教育長は、どの学校も頑張っており差はないと言われている。小規模校のメリットの倍くらいデメリットが書かれているが、教職員に聞き取ると、その一つ一つは克服している、問題ないということになるはずである。校長先生からだけでなく、最前線で頑張っている教職員からどの程度聞き取り、対話をされてきたのか。

<教育総務課長>

ブロック協議会や会議の場には、校長先生が出席いただいている。ただ、学校訪問等で教育委員が学校に赴き、担任の先生ではなかったかもしれないが、先生方の声を聞かれている。今後、今いただいたご意見を反映していきたい。

<三上委員>

現場の教職員からは、声を聞いてもらっていないし悔しい思いがあると聞いている。亀岡市は、全国の自治体の中で51しかない子どもの権利条例を制定した自治体である。生徒の意見表明権は大事にしなければならないが、過去においても適正化ということで言えば、別院中学校の生徒は存続してほしいと言っておられた。本梅小学校の児童も、大規模校からここへきて成長したので残してほしいと言われている。生徒の思いは、どこまでこの計画に反映されているのか。

<木村委員長>

声は聞いているということである。一度、南桑中学校に行ってどのクラブに入りたいか見たり、カウンセラーを置いて生徒の悩みを聞いてもらえるように、子どもを第一に考えて、子どものために頑張してほしい。

<松山委員>

特認校制度で来られている方も6人おられると聞いている。丁寧に話を聞いてほしい。

(質疑終了)

15:52

(教育部 退室)

(市長公室 入室)

<木村委員長>

市長公室から、もう一度、移住・定住資料を配布し説明したいとの申し出があるのでお願いします。

<市長公室長>

午前中の説明資料に不備があったので修正し、誰にどの補助金が当たっているのかを分けて記載したので、説明させていただく。

<SDGs 創生課長>

1 枚目、空き家改修、家財撤去、起業支援の 3 つに補正予算を計上している。件数、金額はご覧のとおりである。合計は、当初予算が 12 件、補正予算が 10 件、合計 22 件である。2 枚目に 22 件分の内訳を記載した。当初予算で空き家改修 5 件、家財撤去 4 件、起業支援 3 件、計 12 件である。補正予算で、空き家改修 4 件、家財撤去 2 件、起業支援 4 件、計 10 件、合計 22 件である。曾我部町 N さんは、当初予算で空き家改修をされ、補正予算で起業支援を受けられる。東本梅町の S さんも同じである。

#### 《質疑》

なし

15 : 55

(休憩)

15 : 55 ~ 16 : 05

## 4 討論～採決

#### 《委員間討議》

<木村委員長>

委員間討議の実施について諮る。

<松山委員>

第 1 号議案、補正予算の中のトイレトレーラー整備事業について疑義がある。議会は、亀岡市全域、財政の部分を相対的に見て判断すべきだと思うので、トイレトレーラーがよいのか、代替案を考えるべきなのか、委員間討議ができればと思う。

<三上委員>

第 7 号議案、住民の監査請求権や訴訟権にも関わってくるので疑義を持っている。皆さんの意見を伺いたい。第 8 号議案、住民への情報提供や情報把握が足りなかったのではないかという思いもある。賛否に影響すると思っているので、皆さんの意見を聞きたい。

<木村委員長>

他になれば、第 1 号議案のトイレトレーラー整備事業、第 7 号議案、第 8 号議案について、委員間討議を行ってよいか。

— 全員了 —

<木村委員長>

第 1 号議案のトイレトレーラー整備事業について、意見を願います。

<松山委員>

理事者から説明があったが、トイレトレーラーが亀岡市に必要で、これではなければならないという決定打がなかった。私は、マンホールトイレを代わりに整備してはどうかと思っている。マンホールトイレの導入には、2 分の 1 の国庫補助金があたる。トイレトレーラーは、災害で道路が閉鎖されてしまえば、限られた地域の移動になる。マンホールトイレは、マンホールの配管を整備すれば、どこでも使える。財政的な面も含めて、使いやすいものになると思う。今回、出ているのはトイレトレーラーであるが、けん引を委託しなければならない。今後、市職員がけん引免許を取得するということだが、そのような負担を職員にさせるわけにはいかない。その上、交付税措置

があるとはいえ、2,000万円以上の経費がかかる。これも市民、国民の血税である。トイレ3つに対して2,200万円かかることを市民にどのように説明すればよいか分からない。これが、今、亀岡市に必要なものなのか、疑問に思う。

<三上委員>

山本委員からも、代替案の話が出た。亀岡市の立地条件や自然環境、災害の種類、陸の孤島になる可能性のある道路事情なども踏まえて、これが最善のものなのかどうかを判断しなければならないと思う。賛否を決めるにあたって皆さんの意見を聞きたい。

<齊藤委員>

松山委員、三上委員が言われることはもっともだと思う。マンホールトイレとトイレトレーラーは別に考えて、マンホールトイレは今後、整備していくべきものであり、トイレトレーラーは、否決するまでは至らないのではないかと思う。松山委員が最初に言われたように、亀岡市全域のことを考えると、マンホールトイレが作れない地域もある。災害が起きてすぐにトイレが来たということはまずない。また、花火大会のとき、トイレに並んでいるのが非常に印象が悪いと聞いている。そこに亀岡市のPRをラッピングした車を持って行くというのも、亀岡市にとってよいイメージづくりになるのではないかと思う。バリアフリーで、障がい者にも優しい。地域の協力体制もできるということであるので、よいのではないかと思う。

<小松委員>

数年前、長岡京市のマンホールトイレを視察に行き、小学校のプールから水を引いていることなど、担当職員からいろいろと説明してもらった。それを基に一般質問で、マンホールトイレを普及してほしいという話をした。亀岡川東学園にマンホールトイレができたので、順次、やっていくという答弁を聞いて安心したが、その後、進展はない。西つつじヶ丘自治会長をしていたとき、ふれあいセンターのトイレの外側にマンホールの蓋が2つあるので、いざというときにはマンホールに囲いをすればトイレとして使えるのではないかと質問したが、それはできないということであった。それで、マンホールトイレを設置するしかないと思って、一般質問で取り上げた。災害が起きたときには、食料品もそうだがトイレが大事だということが、これまでの災害で実証されているので、何とかしなければいけない。私は、亀岡市に何らかの形でトイレが欲しい。マンホールトイレは、待っていては何年かかるか分からない。トイレトレーラーは、それほど時間がかからずに手に入るし、移動ができるので必要なところに行ける。マンホールトイレは、東・西別院町には作れないので、そういうところはほったらかしにするのかという問題もある。機動性のあるものでやっていけばよいのではないかと思う。最近、日本全国どこでも災害が起こっているので、助け合っていかなければいけない。そういったところで大いに活躍するので、有効な手段だと思っている。

<山本委員>

私も熊本地震の直後に、マンホールトイレはバリアフリーにもなっており、清潔で役に立ったという声を聞いたので、一般質問で取り上げた。亀岡川東学園に設置されている、今後また考えていくという答弁であったが、結局進んでいない。トイレは必要なものである。今回、トイレトレーラー導入にあたり、担当課は既に導入されているところへ見に行っていなかった。まずはどのようなものかを見て、亀岡市に必要なものだ、こういうところは議員に訴えられるというものを持って、議会に臨んでもらえばよかった。後で見に行ったということだが、そういうところをしっかりと訴えてもらいたかった。トイレカーも、補助金が使えし、誰でも運転できる。山間部にもコンパクトに行ける。それとも比較したが、こちらのほうがよいという説明があれば納得

できた。私もトイレトレーラーのことは知っていたが、本市では無理だろうと思っていたのに、今回出てきたので驚いた。よい部分、こういうところは訴えたいというものを持って臨んでいただければよかったと感じた。比較してどうかという説明があれば、さらによかったと思う。

<石野委員>

マンホールトイレは、大きな避難場所や公園などに設置すれば、非常に効果があるが、地震で下水道が破損すると使えなくなる。トイレトレーラーは、3つしかトイレがないが、機動力がある。必要なところへ入っていける。1台導入して、よいものであれば増やしていってもらいたいと思う。

<浅田副委員長>

トイレトレーラーは、これから全国に広がっていくと思う。大規模災害のときは、行けないことがあると思うが、これをきっかけに導入している市と情報共有し、連携していくことができる。それを第一に考えて、平時はイベントでPRを行い、市民周知を図っていけばよいと思う。大規模災害ではトイレが使えなくなるので、最終的にはこのようなトイレが必要になると思う。

<松山委員>

トイレトレーラーを否定しているわけではない。トイレは大切である。災害はいつ起こるか分からないので、箕面市で災害が起こり、応援要請があつて行っている間に亀岡市で災害が起こればどうするのか。今後、助けあいジャパンのネットワークが広がっていけば、非常によいものになる可能性もあると思う。しかし、今は近畿圏内では2市である。今回の補正予算でトイレトレーラーを導入しなければならないのか。これから先、必要になってくるかもしれないが、今、このタイミングで必要かどうかを判定したい。トイレは大切なので、亀岡市全域にトイレが幾つあり、有事にどれくらい使えるか。亀岡市中心部であれば、商業施設と連携し、トイレを借りることも可能であろう。水道が使えなくなったときどうするのか。下水に流すということも選択肢としてあるのではないか。小松委員がマンホールトイレについて一般質問をされたときに、これから整備していくという話もあつたが当分できないだろうと言われた。できないのではなくて、できるように総務文教常任委員会で議論したい。災害に対峙していくには、総務文教常任委員会は非常に重要である。一度立ち止まって、今、どこにトイレがあるかを全て把握した上で、ここに必要だという、もっと優位性のあるトイレを重視する必要があるのではないか。市民に対して説明責任があるので、それも踏まえて判定していく必要があると思う。

<三上委員>

なぜ、補正で出てきたのか。けん引する車がない。けん引する人がいない。そういうことを計画的に当初予算で説明するのが普通である。なぜ補正なのかが分からない。

<齊藤委員>

災害はいつ来るか分からないからではないか。

<三上委員>

その割には実働的ではない。これから資格を取ってもらうとか、けん引車を検討するということだが、それまでは委託しなければならない。亀岡市内にそういう方がいらっしやればよいが、どうしても初動は遅れる。

<木村委員長>

資料に地方交付税交付金参入率が書かれているが、おそらくトイレトレーラーの業者が売りに来たのではないか。マンホールトイレは、京都府内に1, 100件ある。トイレトレーラーは、京都府ではどこも買っていない。大阪府内でも1台である。全国

で13台しかない。よいものであるが、価格が高すぎる。山本委員が言われるように、四輪駆動のトラックにトイレを6つくらい積むというのであれば考えるが、これはイベント用のトイレである。本当に災害用に作っているのか疑問である。維持費に20年で700万円もかかる。亀岡市内にマンホールトイレが6つしかないというのは少なすぎると思う。今、買わなければならない理由がない。そこが問題だと思う。

<松山委員>

もっとコンパクトで、助けあいジャパンに左右されない、亀岡市にとって機動性の高い、軽トラックの後部に載せるようなトイレカーもある。亀岡市全体のトイレ計画の中で、東・西別院町、本梅町に1台ずつというように機動性のあるものであればよいと思う。亀岡市で災害が起きたときを想定し、ここにトイレがあるということが地図上に落とされていない中で、イベントで使う、他市から応援要請があれば行くということで、いざというときに亀岡市で使えないことがあるのではないかと不安である。トイレ計画も必要だと思う。仮設トイレを常備していると言っていたが、トイレトレーラー以外の部分は充足していると言っているように聞こえた。そうであれば、何に対して足りているのかという根拠が知りたい。根拠を持って判定したい。ほかの案件もあるので、トイレトレーラーについては一旦保留すべきだと思う。

<木村委員長>

トイレトレーラーについて、他になれば第7号議案について意見を願います。

<三上委員>

これまでは、住民訴訟などが起きたときに、例えば市長に2億円の損害賠償金を支払えという判決が出た。これからは、市長に2億円の損害賠償責任が生じる。ただし、故意ではなく、善意の中で過失は軽いので本人の免責は1億円だという判決になるということである。住民感情や住民の監査請求や訴訟などの権利の行使も含めて、果たしてどうなのか。本来、損害賠償のようなことは、あってはならないことである。意見があれば聞きたい。

<齊藤委員>

三上委員が言われることはもっともであるが、私は行政もやっとな民間を導入したと思う。全てにわたって民間導入してくれたらよいのにと思っている。

<木村委員長>

他になれば第8号議案について意見を願います。

<三上委員>

一番言いたいのは、別院中学校がどうか、別院中学校の生徒がということよりも、学校規模適正化という計画のもとに進められているということである。これが、この後続いていくことになる。本当にこのやり方でよいかを検証すべきである。生徒がどのように思っているのか、現場の教職員がどのような教育活動をしているのかということなどを大事にした上で、地域の意向を大事にしていくということを丁寧にやるべきだった。机上の論議で、何となくのイメージで進んでいるのではないか。私自身、在籍した5つ小学校のうち、3つがないので身に染みている。立ち止まって考えるべきではないかと思っている。

<木村委員長>

ほかになれば、討論に入る。

<三上委員>

意見を聞いて、迷っているものがある。個人として決められない問題もあるので、休憩をいただきたい。

<木村委員長>

15分間休憩する。

16:40

(休憩)

16:40～16:55

<木村委員長>

これより討論に入る。

<松山委員>

委員間討議は終わったが、第1号議案のトイレトレーラー整備事業について疑義が残る。修正していただけたらと思っているので、皆さんの意見を聞きたい。

<齊藤委員>

修正して、もう一度出していただきたいと思います。

<木村委員長>

修正とはどのような形か。

<松山委員>

今回、補正予算で出ているので、トイレトレーラーに関する歳入歳出を一度ゼロにする修正案を出してはどうかということである。

<木村委員長>

トイレトレーラーに関しては、今回認めないということで、修正をかけるということか。

<松山委員>

そうである。それを除く部分の採決をしてはどうか。

<木村委員長>

それに対して反対の意見はあるか。なければ第1号議案、トイレトレーラーに関しては補正予算から削除して、修正案を出すということによいか。

<事務局次長>

修正案を提案いただき、修正案の採決、修正案以外の残りの部分の採決をしていただくことになる。今すぐに修正案を作成するのは難しいので、時間をいただきたい。

<三上委員>

第1号議案は、今日は採決しないということか。

<木村委員長>

第1号議案の採決は、9月24日に行うことによいか。

— 全員了 —

17:05

## ＜討論＞

<木村委員長>

第1号議案以外について、討論はあるか。

<三上委員>

第7号議案、第8号議案について、反対の立場で討論する。既に私の疑義がある思いは皆さんにお伝えしている。住民の利益ということであると、市がどれだけ損害を被っても免責される場合が出てくるということで、住民監査請求権や住民訴訟にも大きな影響を与えるのではないかと他の議会でも言われている。その立場で第7号議案に反対する。第8号議案は、生徒のためにどのようなことが大事なのか、情報共有は教育委員会としてきちっと状況把握し、住民への情報提供がしっかりなされたとは思えない部分がある。結局、見切り発車のような形になってしまっている

という点を考えると、一度立ち止まってじっくり考えるべきである。コロナ禍で、人が集まらない状況の中で、もっと多くの方の意見が集まるようなことをすべきだ。令和5年度にこだわらず、問題はしっかりと考えていくべきだという思いで反対する。詳しくは、本会議で討論させていただく。

(討論終了)

17 : 17

## 《採決》

＜木村委員長＞

第1号議案を除いて採決を行う。賛成者は挙手願う。

第4号議案（葎田野財産区特別会計補正予算（第1号）） **挙手全員 可決**

第5号議案（京都・ふるさと力向上基金条例一部改正） **挙手全員 可決**

第6号議案（個人情報保護条例及び個人番号の利用提供条例の一部改正）

**挙手全員 可決**

第7号議案（市長等の損害賠償責任の一部免責条例の一部改正）

**挙手多数 可決**（反対：三上委員）

第8号議案（中学校設置条例の一部改正）

**挙手多数 可決**（反対：三上委員）

第52号議案（財産の無償譲渡）

**挙手全員 可決**

＜木村委員長＞

指摘要望事項は、9月24日に伺う。

## 5 行政報告

＜木村委員長＞

3件申し出があるが、9月24日に報告していただく。

## 6 陳情・要望について

- (1) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

＜木村委員長＞

6月21日に郵送受理しているが、取扱いについて意見はあるか。

＜齊藤委員＞

聞き置く程度でよいと思う。

＜木村委員長＞

聞き置く程度とする。

- (2) 沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること

＜木村委員長＞

7月21日に郵送受理しているが、取扱いについて意見はあるか。

<石野委員>

この件について、「沖縄戦戦没者の遺骨等混入土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書」案を提案させていただきたい。政府は、昨年春、辺野古埋立用土砂を採取する候補地に、最後の激戦地であった沖縄本島南部の糸満市と八重瀬町を追加した。京都府南桑田郡1町15カ村の戦没者も、昭和20年4月、5月、6月に多くの方がここで亡くなっている。1日も早く遺骨を収集し、遺骨のDNA鑑定により身元確認を行い、遺族の元へ返還する取組を優先的にやっていただきたい。日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって遺骨収集を実施するよう意見書を出したい。沖縄だけの問題でなく、全国的な問題である

<小松委員>

沖縄県南部で、京都府の慰霊碑を見たことがある。京都からも多くの人が沖縄に来て、戦って、亡くなったということがしみじみと分かった。特に沖縄県南部では、多くの兵士、市民も亡くなっている。亡くなったそのままの状態、遺骨も収集されずに放置されていたところの土を基地の土台に使うということは、土の中に人骨があることは事実なので、京都に住んでいる者としても、その中に私たちの祖先が入っているかもしれないと思うと、違うところから土砂を取ればよいと思うので、意見書に賛成する。

<三上委員>

意見書を出したいということであるが、別紙2を議題としているのか。石野委員が提案された意見書に対して意見を求められているのか。

<事務局長>

議論いただいている意見書については、陳情・要望で同じような内容の要請が出ている。通常は郵送であるので聞き置く程度になるが、今回、石野委員から、皆さんの合意が得られるようであれば、総務文教常任委員会として意見書を提出してはどうかという提案である。それについてご協議いただき、合意が得られれば委員長発議として議会運営委員会にかけていただくことができる。そうでなければ、別の意見書の提出方法もある。まずは、委員会でどのように取り扱うかをご協議いただければと思う。

<松山委員>

陳情・要望については、聞き置く程度でよいと思う。意見書に関しては、これから選挙があり、内閣総理大臣も誰になるか分からない。どのように求めていくかということも踏まえて、考える必要があると思う。石野委員が意見書を出したいと思われる思いもよく分かる。遺族の気持ちを考えると悲しい気持ちになるが、総務文教常任委員会として、これよりも考えなければならぬ部分があるので、国の状況や京都府議会の状況も見てするべきだと思う。

<三上委員>

選挙で誰がどの職に就こうか、意見として上げたらよいと思うので賛同したい。

<山本委員>

陳情・要望は聞き置く程度となった。意見書は、提出すべき道筋があるので、総務文教常任委員会で上げなくても方法があるのではないか。

<事務局長>

意見書は24日が締め切りで、いろいろな提案の仕方がある。総務文教常任委員会として全会一致で意見書を出すという合意が得られれば、委員長名で発議して次回

の議会運営委員会にかけることもできる。委員会としてこの意見書を取り扱うことについて協議いただければと思う。

<木村委員長>

反対の意見が出ているので、聞き置く程度としてよいか。

<松山委員>

この意見書に対して反対しているわけではない。国や京都府議会の動きもあるので、それも分かった上で判断すべきだと思う。意見書について、今上げなくてもよいのではないかということである。

<木村委員長>

全会一致にはならないということなのでご了解いただきたい。

### (3) 令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

<木村委員長>

8月30日に郵送受理しているが、取扱いについて意見はあるか。

<齊藤委員>

聞き置く程度でよいと思う。

<木村委員長>

聞き置く程度とする。

## 7 その他

### (1) 議会だよりの掲載事項について

<木村委員長>

議会だよりの内容についても24日に行う。

### (2) 今後の委員会運営について

<木村委員長>

委員会テーマを「防災・教育のSDGsによる深掘り」と決定し、7月に防災備蓄倉庫10か所と京都スタジアムの防災倉庫を視察した。10月からの進め方について、次回、意見を伺うのでよろしくお願いする。

### (3) 次回の日程について

<木村委員長>

次回は9月24日（金）午前10時に再開する。

散会 ～17:30